

報 告 書

平成30年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

1 はじめに

(1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

(2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行う。平成30年度は『育成相談課』と『一時保護所』を対象とした。

(3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成（事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック）
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施（平成31年2月22日）
- ③ 委員による評価・検証（平成31年3月11日）

2 評価・検証結果

育成相談課について

【現状】（里親相談以外）

- ・当課では、地区別担当制としており、各担当が関係機関と密接な関係を構築しているため、様々な状況に応じ、フレキシブルな対応が可能となっている。例えば、地域の関係機関との情報共有がケースに応じ頻繁に行われており、所内のカンファレンスにおいて地域から得た情報も含めて共有し、ケースの状況に応じてタイムリーにアセスメントを行っている。また、それとは別に定期的に児童の対応方針については毎週開催される会議にて検討している。
- ・担当制については、ケースの状況や業務量に応じて、時には係を超えて複数のケースを対応したり、緊急対応を要する際には、協力しあってその時に最適な体制がとれるように補完しあっている。
- ・一時保護や施設入所が必要な場合は、まず、里親委託を検討し、里親担当がそれを

受け、委託可能な里親を常に念頭に置くようにしているため、特に乳幼児の短期の預かりについては、里親への委託を優先して行えるようになってきた。

- ・家出等の真犯行為を繰り返している児童については、家庭裁判所と協同して指導を行うなど、ケースに応じて様々な機関と連携を図る事ができている。

【課題】

- ・堺市内には障害児入所施設や児童心理治療施設がなく、また、他府県等でも足りていない状況があり、受入れ先がない中、一時保護を繰り返すことや、問題行動が起きることも予測しながら児童養護施設へ入所させている。このため、児童養護施設の他の入所児童に負担を強いる結果などになることも相次いでおり、その対処に苦慮している。いわゆるケアニーズの高い児童にとって、地域の学校への通学も含めて、集団的な援助には限界があり、また、マンツーマンのケアは養育者の負担が大きくなる結果となり、いずれにしても、ニーズに合致した適切な施設に入所させることが必要である。

【意見】

- ・法的対応ケースの増加と事案の複雑化に伴い、弁護士役割は大きく、現状の非常勤体制では対応しきれない状況にあり、弁護士の確保が必要である。
- ・本市には乳児院、児童心理治療施設がなく、これらの施設の整備が根本的な課題となるが、当面これらの施設の機能をどう確保するかが喫緊の課題である。とりわけ、児童精神科医を中核に据えた虐待防止のケアシステムを検討するなどの必要がある。

【現状】（里親相談）

- ・里親委託を推進するため、兼任常勤職員2名と専任非常勤職員1名から専任常勤職員2名、兼任常勤職員1名、専任非常勤職員1名に体制の強化を行った。
- ・事務レベルにおいても、様々な事務改善を図った。例えば、未委託里親についても改めて意向確認等を行い、登録されている里親をすぐに活用できるよう、名簿等、整備した。マッチングも、複数担当者がいることで、お互いに相談しあい、確認できることで、適切なマッチングが行われるようになった。さらに委託の際は、預かり品や緊急時の連絡方法、アセスメントの内容などをひとまとめにできるようファイルを用意し、里親との連絡等が円滑に行えるよう工夫した。
- ・児童の援助方針の検討の際は、里親委託をまず優先して検討してきた。乳児については、身体的に心配な状況などがなければ、基本的に里親委託を行っている。
- ・特別養子縁組予定の新生児については、出産前から打診を始め、新生児委託をすることも行っている。

【課題】

- ・里親数が増えると、「定期的な訪問」「継続的な支援」にはマンパワーが必要となってくる。例えば、実親と交流する場合、交流が困難な家庭には、面会の設定を児童福祉司が調整し、送迎や面会の立ち合いなども児童福祉司が担う必要があるなど対応に時間を要する。しかし、家族再統合に向けて交流を行う場合は、頻度を上げる必要があり、その負担は委託数が増えれば増えるほど、増大する状況が出現する。

その他、里親家庭で起きる様々な事故や問題行動への対応についても児童福祉司が指導の役割を担うため、里親担当の負担は増大し続けている。

- ・その一方、里親から「措置権者である児童相談所には相談し難い」といった声がある。今後、登録者数は増加するであろうことも考え合わせると、子ども相談所がどのようにフォスターリング業務を担うべきか、里親支援機関との連携方法等も含めた検討を進める必要があると考えている。

【意見】

- ・国の里親委託優先の流れの中で、里親支援のノウハウを蓄積するための、中長期的な研究が必要である。
- ・里親のケアサポート体制を確保するため、子ども相談所と民間里親支援機関との役割分担を明確にしていく必要がある。

一時保護所について

【現状】

<入所期間の長期化>

入所期間の長期化傾向は前回（平成28年度）の評価・検証以降も進んでいる。入所措置先、一時保護委託先の児童養護施設等の受入れの問題に加えて、家庭事情が複雑化し、相談関係が築けないという理由で、社会的調査や家庭・地域との関係調整が難航するケースも多く見受けられる。入所児童の人権擁護の観点から、閉鎖的環境である一時保護所での生活が長期に渡ることによる子どもたちへの影響に配慮して、個別の援助や治療的ケアの更なる充実を図る必要がある。

【課題】

<定員超過状態の常態化>

入所期間の長期化、一時保護ニーズの増加により、平成30年度は、男子学童・女子学童・幼児のユニット毎の定員超過状態が続いている。そのために、本来個別援助が必要な子どもに個室が用意できない、適切な個別的関わりが確保できないという問題が生じている。

また、幼児ユニットに関して、定員超過の際は、ケガやトラブルを防止する見守り体制の確保のため、可能な限り、シフト職員以外の時間外勤務や役職者の応援体制で対応しているが、保育室の限られたスペースで、定員を超えて年齢幅のある幼児が活動する状況に不安がある。

【意見】

- ・一時保護所の定員超過状態は前回（平成28年度）の評価・検証以降も進んでおり、一時保護所の枠の拡大が喫緊の課題である。

3. 子ども虐待検証部会委員名簿等

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学人間福祉学部 教授 関西学院大学人間福祉学部 非常勤講師	部会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 人間健康学科教授	副部会長
石田 文三	春陽法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 精神科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科部兼救急部副部長 医師	

順不同・敬称略

○ 平成30年度子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 平成31年2月22日（金）15時00分～17時00分
堺市役所本館地下1階 会議室A
- ・第2回 平成31年3月11日（月）15時00分～17時15分
堺市役所本館地下1階 多目的室